

(資 料 2) 白 馬 村 制 度 の 検 討 に つ い て 、 説 明
し て ま い り ま す 。
県 山 岳 高 原 観 光 課 の 若 林 課 長 か ら 観 光 振 興 税
の 骨 子 に 関 す る 説 明 が あ り ま し た が 、 こ れ を
受 け て 、 村 で は 、 宿 泊 税 検 討 部 会 に お い て 村
制 度 の 主 要 項 目 で あ る 税 率 等 に つ い て 本 格 的
に 検 討 し て い く こ と に な り ま す の で 、 ど の 項
目 を ど の よ う に 検 討 し て い く の か に つ い て 説
明 さ せ て い た だ き ま す 。
1. 白 馬 村 制 度 の 検 討
ま ず は 、 村 と し て 独 自 課 税 を 行 う の か を 検 討
し な け れ ば な り ま せ ん 。 ③ 租 税 調 整 の 項 目 に
「 独 自 課 税 を 行 う 市 町 村 に お け る 税 率 は 、 1
人 1 泊 に つ き 150 円 と し 、 市 町 村 の 課 税 余 地 を
設 定 」 と あ り ま す が 、 宿 泊 税 を 導 入 す る ね ら
い や 宿 泊 料 金 の 分 布 か ら 、 村 と し て 独 自 課 税
を 行 う の か を 検 討 し ま す 。

次に、独自課税を行うこととした場合、①名称を検討します。県税の名称は「観光振興税」ですが、納税者や特別徴収義務者である宿泊施設の視点から適切な村税の名称を検討します。

そして、②税率を検討しますが、県が定額制でありますので、昨年度末に財源確保検討委員会から定額制又は定率制については長野県に準じる、と報告がありましたので、これに則ると、村の税率も定額制を基本に検討することになります。

それでは、今申し上げた「独自課税」「名称」「税率」について、どのように検討していくのか、それぞれ説明します。

2. 白馬村における宿泊料金の分布

まず、基礎的な情報として白馬村における宿泊料金の分布について説明します。

こ ち ら は 、 楽 天 ト ラ ベ ル か ら 2023 年 度 の 宿 泊
実 績 デ ー タ を 取 得 し 、 整 理 し た も の に な り ま
す 。 帯 グ ラ フ に あ り ま す よ う に 、 宿 泊 料 金 は 、
5,000 円 未 満 の 低 価 格 帯 か ら 50,000 円 以 上 の 高 価
格 帯 ま で 幅 広 く 分 布 し て い る こ と 、 ボ リ ュ ー
ム ゾ ー ン は 7,000 円 以 上 15,000 円 未 満 の 価 格 帯 で
あ る こ と が わ か り ま す 。

白 馬 村 で は 宿 泊 料 金 が 幅 広 く 分 布 し て い ま す
の で 、 税 率 の 設 定 に あ た っ て は 、 宿 泊 税 の 相
場 か ら み て 300 円 を 割 高 に 感 じ て し ま う 低 価 格
帯 へ の 配 慮 が 求 め ら れ ま す し 、 応 能 負 担 原 則
に 則 っ た 高 価 格 帯 へ の 対 応 も 求 め ら れ ま す 。
ま た 、 低 い 税 額 に な る よ う な 調 整 が 働 か な い
よ う な 区 分 設 定 も 必 要 で あ る と 言 え ま す 。

3. 独 自 課 税 の 検 討

独 自 課 税 を 行 う の か に つ い て は 、 宿 泊 税 を 導
入 す る ね ら い と 宿 泊 料 金 の 分 布 か ら 考 え る こ
と に な り ま す 。

3.1. 宿 泊 税 を 導 入 す る ね ら い は 3 つ あ り ま す 。

一 つ 目 は 、 ① 独 自 の 観 光 振 興 財 源 を 継 続 的 に 確 保 す る こ と で す 。 独 自 課 税 を 行 う 、 行 わ な い に か か わ ら ず 継 続 的 に 確 保 す る こ と は で き ま す が 、 村 の 裁 量 で 活 用 で き る 財 源 と い う 点 で は 、 独 自 課 税 を 行 う 場 合 の 財 源 は 行 わ な い 場 合 の 1.5 倍 に な り ま す 。

二 つ 目 は 、 ② 税 の 賦 課 徴 収 を 通 じ て 精 緻 な 統 計 デ ー タ を 継 続 的 に 取 得 す る こ と 、 三 つ 目 は ③ 法 令 に 基 づ く 権 限 (営 業 実 態 の 把 握 等) を 得 る こ と で す 。 こ の 二 点 に つ い て は 、 自 ら の 判 断 と 責 任 に お い て 課 税 権 を 行 使 す る こ と 、 具 体 的 に い え ば 村 の 税 条 例 を 根 拠 と す る こ と で 実 現 す る こ と が で き ま す 。

3.2. 宿 泊 料 金 の 区 分 か ら 考 え る と 、 図 1 の と お

り 独 自 課 税 を 行 う こ と で 県 の 税 率 が 引 き 下 げ ら れ ま す の で 、 こ れ を 活 か し て 図 2 の よ う に 段 階 的 定 額 制 を 設 定 す る こ と が で き ま す 。 県 税 は ど の 価 格 帯 で あ っ て も 一 律 150 円 で す の で 、

価格帯に応じて村税に強弱をつけることで、低価格帯では税率を低く、高価格帯では税率を高く設定し、これにより低価格帯への配慮と高価格帯への対応を同時に実現することができます。

このように、村にとっては、独自課税を行うことが有利であると言えますが、独自課税を行う、つまり、賦課徴収業務を村が担うということになりますので、大きな要素ではありませんが、業務負担と税収規模のバランスからも考えなければなりません。

4. 名称の検討

独自課税を行うこととしたら、村の制度、税の名称について検討します。

長野県の名称は、仮称ではありますが長野県観光振興税です。先行自治体では、課税客体を表す、宿泊税という名称にしていますが、長野県では将来的に宿泊行為以外への展開も

想定しているため、目的を表す名称として観光振興税にすると聞いています。

一方、白馬村では平成31年度に財源確保の在り方に関する報告書において、白馬の未来の観光税という名称が提案されています。この名称は、その使途に着目し、未来志向で観光への投資をしていくという趣旨を踏まえたものでありますが、宿泊行為に対する課税に限ったものではなく、登山協力金やふるさと納税、事業者負担金を含めた総称でありました。

これらを踏まえて、村の制度、税の名称について考えていくことになりますが、県税と村税の賦課徴収は併せて行うことから統一感が必要であること、納税者の理解や特別徴収義務者の説明を考えたときに適切な名称は何か、という点から考えることになります。

なお、報告書では、宿泊税を含めた観光財源

は行政の一般財源と区分し、基金化することが提案され、この基金は未来志向で観光への投資をしていくための財源であることを考えると、提案された名称は白馬のみらい観光基金といったように基金の名称として用いることも考えられます。

5. 宿泊税の目的、主な使途とその需要額

税率の検討にあたり、5.2. 主な使途とその需要額について整理する必要があります。

宿泊税の使途の枠組みは、昨年度観光地経営会議から提言がありましたが、これを事業レベルに落とし込むと同時に、その需要額を見積もりました。

具体的な事業例は記載のとおりですが、想定需要額の総額は3億円となりました。

なお、この事業例はまだ粗々ですが、条例の施行と次期観光地経営計画のスタートが令和8年4月と同じタイミングであること、制度

の見直し期間が条例施行後３年であることから、次期観光地経営計画にはこの３年間に
ける実施事業を財源とともにより具体的に記
載するように準備していきます。

6. 税率の検討

最後に、村としての税率をどのように検討し
ていくのかについて説明します。

先ほど、宿泊料金が幅広く分布していること、
そのため、低価格帯では税率を低く、高価格
帯では税率を高く設定する、段階的定額制に
より低価格帯への配慮と高価格帯への対応を
同時に実現することが必要であると説明しま
した。

段階的定額制は、宿泊料金の区分に応じて税
額を設定するものですが、検討にあたっては、
いくつかの税率案を税収の試算結果とともに
宿泊税検討部会に提案し、５つのポイントか
ら評価していただきます。

評価のポイントは A から E までの 5 つで、A .
税額の妥当性、B . 宿泊税の相場からみて割
高に感じてしまう低価格帯への配慮、C . 応
能負担原則に則った高価格帯への対応、D .
低い税額となるような調整が働くことはない
か、E . 需要額に対する充足度、です。
宿泊施設の経営者でもある委員の考えや意見を聞きながら判断していきます。
なお、ポイント E ではそれぞれの税率案での
税収を試算する必要がありますが、6.2. 月別の
宿泊数を用いて試算することになります。
これは、各種データから月別の宿泊数を算出
したもので、白馬村の年間宿泊数は国内宿泊
客が 571,400 泊、訪日外国人宿泊客が 372,100 泊、合
計すると 943,500 泊となっています。
あくまでも参考としてですが、この月別の宿
泊数を用いて、一律定額制は福岡県、二段階
の段階的定額制は金沢市、四段階はニセコ町

の例を用いて試算してみると、一律定額制では261,275千円、二段階では302,608千円、四段階では351,330千円となりました。

10月18日（金曜日）午後1時30分から開催する第3回宿泊税検討部会では、これまでに説明した「独自課税」「名称」「税率」について、より具体的に検討することになります。

宿泊税検討部会は、検討プロセスの透明性を確保するため、資料の公表、会議のオンライン配信、議事録の公表を行っています。第3回もオンライン配信を行いますので、チェックいただきたいと思います。

また、制度の骨子が固まったところで、パブリックコメントの実施、各団体に出向いての説明も計画してまいりますので、よろしくお願いたします。